

民事調停官 からの メッセージ



歌って踊れる弁護士が
民事調停官に？

宇治野 みさゑ 民事調停官

民事調停官に 任命

私は、昭和62年3月に司法修習を終了して、同年4月に弁護士を開業しました。

実務修習地も福岡だったことから、福岡地裁では、テニス同好会に参加させて頂いたり、職員の方々に、その頃から仲良くさせて頂きました。

30代後半は、歌って踊れる弁護士を自負しておりました。

機会あれば飲み歩き、修習生や若手の弁護士を集めては飲み会を開き、飲めや歌えの大騒ぎで、周りの方々に随分とご迷惑をお掛

さか自分が調停官として調停に関わる機会を持つなど考えもしませんでした。

その私が、この度ご縁あって、昨年10月、民事調停官に任命され、再び皆様にご迷惑をお掛けすることになりました。

調停官のお仕事

民事調停官に任命されるまでは、私にとって、とても重たいものがあり、一口では言い表せないものでしたが、「案ずるより産むが安し。」の言葉通り、任命された後の裁判所での勤務は実に快適なものでした。

民事調停官は、裁判官ではありませんが、かつて憲法で学んだ「裁判官の独立」が守られている世界だと感じました。

担当事件の記録を十分に吟味し、自分なりに問題点をあぶり出して、手控えを作り、書記官に確認、相

けしました。

平成10年6月に、山口地方裁判所萩支部の調停協会卓講師に招かれて研修会の講師を務めたことはありましたが、その当時は、ま

2004年1月に「民事調停官制度」が創設

民事調停官とは・・・

弁護士がその業務を行いながら、裁判官の権限と同等の権限をもって調停手続を主宰する制度で、その身分は非常勤の裁判所職員です。

福岡簡裁には、現在4名の民事調停官が任命（九州では福岡のみ）されており、定められた曜日（勤務執務日）にだけ執務を行います。

談できる部分は相談し、できる限り調停開始前に、調停委員とも打ち合わせをして、迅速かつ適正な調停の進行を図るようにしています。

記録の吟味も必要ですから、担当事件全部について全時間の立会いは不可能ですが、調停の進行状況に応じて、臨機応変に立会いを行うようにしています。

週に1日の勤務ですから、限られた時間内で効率的に担当事件全件を掌握しようとする、一日が目の回るほど忙しく、昼食時間も記録を読みながら、次回期日の調停の準備をすることになります。

わが道を 歩ける 調停官

調停官は、両当事者の主張に対して、どちらに肩入れすることもなく、あくまで中立的な立場で物事を検討することができるという意味で、弁護士の職務とはかなり違った開放感を与えてくれます。

人は皆、その人に与えられた条件の中で培ってきた価値観を持っていますので、法律的な判断をする際にも、その個人的な価値観の影響を受けることは否定できません。

弁護士の場合、その個人的な価値観から考えて、あまり賛同できない価値観を持つ依頼者の言い分も、あくまで正しい言い分として代弁しなければなりません。

依頼者の立場から見れば正しいのですから、代理人である弁護士が、その言い分を正しいものとして主張するのは、当然のことです。

しかし、歳を重ねるに連れ、人はいずれ土に帰ることが実感され、兎にも角にも依頼者の言い分を代弁し、妥当な解決が得られるまで依頼者に寄り添う作業の虚しさに苛まれる今日この頃、おかしいも

のはおかしいときっぱり？言える調停官の職務の何と爽やかなことでしょう。

法律という物差しを堅持しながら、当事者間の紛争を中立的に調整できる妙味を味わっております。

調停官は、両当事者の主張に対して、あくまで中立的な立場で、物事を検討することなく、わが道を歩ける。

司法改革の 一助となれば

最近、韓流ブームと言われ、ヨン様を始め、韓国の四天王なる男優が、日本人女性の心を奪っているようです。

私が知りうる限りの日韓の歴史において、韓国の人々が日本人に対して、公に微笑みかけたことはなかったように思います。

ヨン様が、過去の歴史のわだかまりを拭い去って、我ら日本人に

あれほど美しい微笑みを投げかけているのであれば、日韓の歴史を塗り替える素晴らしい出来事に違いありません。

時代は移り変わるのですね。

原稿を書くに際して、福岡地裁広報No. 197を読ませて頂きました。

若手の女性裁判官が出前講義をした記事など興味深く拝見しました。

アンケートにあった「裁判官はおじさん、おばさん。」というイメージどおりの年齢になってしまいましたが、私も、この世界で、もう少しお役に立てるかもしれません。

裁判官、検察官、弁護士が、立場の違いを超えて、それぞれが役割分担をしながら、より良い司法に向けて努力しようとする司法改革の潮流の中で、法曹界のヨン様には程遠いにしても、何らかの足跡を残せればと思います。

最後に・・・

同室の裁判官を始め、書記官など職員の方々には、とてもとても親切に御指導頂いております。

私自身、裁判所の仕組みの中で、どこまでできるのか分からずに手探り状態ですが、いつも快く相談に乗ってくださる裁判所の方々に、心から感謝しています。

調停官に任命された直後、修習生の頃から面識のある職員の方に声をかけられて、「段々偉くなるんですね。」と言われたときには、「じゃあ、弁護士は？」と苦笑いしましたが、他の弁護士と違い、私の場合、あまり賢くないのは昔と変わりません。

調停官の任期は2年となっております。

短いご縁ですが、よろしくご指導のほどお願いいたします。